

L2・L3 スイッチ設定・設置業務仕様書

徳島県教育委員会

1 目的等

1.1 業務名

L2・L3 スイッチ設定・設置業務

1.2 目的

デジタル社会で活躍する人財を育成するため、GIGAスクール構想で整備された児童生徒1人1台タブレット端末等を余すところなく日常的に活用し、効果的なICT活用教育を実践するために必要となる環境整備を行う。

なお、学校におけるネットワーク環境の充実については、通信環境の確保による児童生徒の学習活動の質の向上と共に、効率的に業務を遂行できる環境の整備を図るものとする

2 業務概要等

2.1 業務概要

- (1) 徳島県が別途調達する L3 スイッチ、L2 スイッチ及びHUB BOXを設定・設定する。
- (2) 各機器を徳島聴覚支援学校・徳島視覚支援学校に設置し、最適な通信環境となるよう構成する。

2.2 作業対象

- ・ L3 スイッチ：1 台
- ・ L2 スイッチ：1 6 台
- ・ HUB BOX：1 6 台

※上記機器は令和8年7月24日（金）に徳島県立総合教育センターへ納入される予定であるため、受託者は納入された製品を対象として設定・設置業務を履行すること。

2.3 作業場所・設置場所

- ・ 作業場所：徳島県立総合教育センター
- ・ 設置場所：〒770-8063
徳島県徳島市南二軒屋町2丁目4-5 5
徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校

2.4 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

3 仕様に係る要件

3.1 共通要件

- (1) 導入完了後1年間は契約不適合責任期間とする。ただし、特に重大な欠陥や故障については、前記経過後であっても、徳島県と受託者が協議の上、受託者の負担により修理を行わせることができるものとする。
- (2) 調達品目において、本仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。

3.2 機器設定要件

- (1) 徳島県が別途調達・提供する L3 スイッチ及び L2 スイッチの仕様、および県が提示するネットワーク構成（パラメータ等）に基づき、最適な通信環境

- となるよう適切に設定を行うこと。
- (2) 各スイッチにおいてループ検知機能を有効にし、視覚的にループ発生が確認できる状態とすること。

4 セキュリティ要件

県の指定する要件に基づき、ネットワークへの不正アクセスを防止するとともに、機器の入れ替え後も引き続き学校職員が利用できるよう VLAN やフィルタリング等の設定を適切に行うこと。

5 その他の要件

5.1 プロジェクト体制等

5.1.1 プロジェクト体制

- (1) 受託事業者（以下「受託者」という。）は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む。）を確保していること。
- (2) 本業務の受託者は、「情報処理促進法」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうち、ネットワークスペシャリスト試験の合格者、若しくは CCNP（Cisco 認定資格）の保有者をプロジェクト・リーダーとし、責任ある立場で業務管理を行わせること。
- (3) 本業務管理者の資格取得状況及び業務経歴、手持ち業務の状況を明らかにするとともに、徳島県及び関係者と十分な協力が図れる体制とすること。

5.1.2 人的配置

本業務を確実に遂行するための人員を確保し、現地作業における人員配置と想定する作業日程の概要を示すこと。

5.1.3 プロジェクト管理等

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、徳島県に提出し承認を得た上で業務に取り掛かること。
- (2) 原則として徳島県と合意した業務計画書に従って作業を実施すること。
- (3) プロジェクトの遂行に当たり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は徳島県と協議し承認を得ること。
- (4) 必要に応じて適宜打合せ等を実施し、徳島県に対し報告及び作業内容の説明と協議を行うこと。
- (5) 各県立学校における作業は、原則として事前に徳島県と日程調整してから行うものとする。

5.2 作業手順及び環境等に係る条件

5.2.1 システム構築等

- (1) 構築に必要な資料については、所定の手続きにより構築期間に限り徳島県から貸与する。
- (2) 教育情報ネットワーク回線を用いてのリモートで作業することはできない。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.2.2 現地作業等

- (1) 作業の実施においては、従事者全員がそれぞれの身分を明らかにする身分証等を携行すること。
- (2) 事前に学校の担当者に対し作業内容等について説明するとともに、校内での行動については学校の指示に従うこと。また、学校の教職員及び生徒等並びに従事者等の安全に十分注意するとともに、学校の授業等の支障とな

- らないように必要な万全の措置を講じること。
- (3) 各県立学校における校内LANやL2スイッチ、L3スイッチ等の状態を実地で確認してから業務を開始すること。
 - (4) 現地の状況により、電源工事、屋外配線又は壁の貫通工事など校舎等への工事を行う必要がある場合は、事前に徳島県と協議の上、その指示に従って行うこと。
 - (5) 既存の校内LANの通信にできるだけ影響がないように業務を遂行することとし、一定時間以上遮断もしくは著しい速度低下等の影響が生じる可能性がある場合は、事前に徳島県と協議の上、その指示に従うこと。
 - (6) 搬入時には、設備及び機器の破損を防止するための措置を講じること。また、不要物（梱包材等）は速やかに回収し、受託者の責任・負担により安全に廃棄すること。
 - (7) 本業務の履行上、現行の教育情報ネットワーク運用管理受託事業者等と調整が必要な場合は、徳島県を介して調整すること。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.2.3 作業環境

受託者が作業を実施するための作業環境に係る要件は、以下のとおりとする。作業を実施する上で徳島県が用意する環境の使用に当たって、十分な注意を払い、適正に使用すること。また、受託者は、これらを本件委託業務以外の目的に使用しないこと。

(1) 徳島県が用意する環境

ア 機材及び資材置き場兼作業の準備場所

イ 光熱水費

(2) 受託者において用意する環境

作業を実施する上で(1)以外に必要な環境。なお、(1)で徳島県が用意できる環境は限られるため、受託者が用意する作業場所での対応が可能な作業については、可能な限り受託者側で作業環境を用意すること。この際の情報セキュリティに関しては、受託者が責任を負うこと。

5.3 成果物

(1) 次の成果物を電子データで提出すること。

成果物名	提出期限
業務体制図(*)	契約締結後速やかに提出
業務計画書(*)	
納入機器等一覧	令和8年9月30日
工事写真（施工前、施工後）	
取扱説明書、保証書等	
ケーブル接続試験結果書	
議事録	会議終了後速やかに提出
作業報告書	作業終了後速やかに提出

(*) 提出後に変更があった場合は、速やかに訂正して再提出すること。

- (2) 徳島県が管理する次の図面等の電子データを更新すること。
 - ア ネットワーク機器一覧表
 - イ 無線アクセスポイント一覧表
 - ウ ネットワーク物理構成図
 - エ ネットワーク論理構成図
 - オ 機器パラメータシート
 - カ 配線図・配置図
- (3) 成果物の内容について、事前に徳島県の承認を得ること。
- (4) 業務の成果物に関する著作権は、徳島県に帰属するものとする。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.4 その他

- (1) 全ての作業、保守、表示、文書で使用する言語は、原則日本語とする。
- (2) 本業務について、契約書（案）及び本業務説明書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (3) 本業務説明書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても徳島県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、徳島県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- (4) 本業務説明書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が生じた場合は、徳島県と協議の上、定めるものとする。